

# (公財) 日本少年野球連盟

## 高松ボーイズ 保護者会規約

### 第1章 総則

#### 第1条 (名称)

本会は高松ボーイズ保護者会と称する。

### 第2章 目的及び事業

#### 第2条 (目的)

本会は、本チームの活動を円満に運営するために協力体制を維持し、保護者会相互の親睦を図ることを目的とする。

#### 第3条 (事業)

保護者会の任務は、日常活動の運営（道具類の運搬、お茶の用意、チーム接待、グラウンドの手配、グラウンド環境整備、相互審判、配車、娯楽など）を行うと共に、選手全員の活動の世話にあたる。練習及び試合の応援に積極的に参加し、選手全員を応援する。野球の練習及び試合の技術指導、采配などについては一切を、指導者である監督及びコーチに一任する。

### 第3章 役員

#### 第4条 (組織)

本会には次の役員を置く。

会長 1名

副会長 1名

女性部長 1名

会計 2名

会計監査 1名

なお、必要とあれば、役員を増員及びその他の役員として、保護者会長が任命する事ができる。

#### 第5条 (役員選出)

保護者会役員は代表、指導者の推薦を受け総会で承認を得る。

#### 第6条 (役員任期)

役員任期は1年間とし、9月1日から8月31日までとする。

## 第4章 試合

### 第7条(遠征)

遠征費については県内外を問わず宿泊費は個人負担とし、交通費は全員で均等に負担する。

## 第5章 その他

### 第8条(団員募集)

保護者は小、中学生及びその保護者に対し、本チームへの選手募集を積極的に行うこととする。

## 附 則

この規約は、平成29年1月1日から制定する。